

建築物衛生法におけるPFAS対応について

令和8年9月15日 第1回厚生科学審議会生活環境部会

厚生労働省健康・生活衛生局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

建築物衛生法におけるPFASへの対応について①

【経緯】

- 有機フッ素化合物（PFAS）であるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）については、難分解性、高蓄積性、長距離移動性といった性質があること等を踏まえ、国内で規制やリスク管理に関する取り組みが進められている。
- 令和6年6月には、食品安全委員会において、PFASに係る食品健康影響評価がとりまとめられている。
- 令和7年6月には、環境省において、関係審議会の答申を踏まえ、水道法に係る関係省令の改正が行われ、令和8年4月から、水道事業者等に対して、PFOS及びPFOAに関する水質検査の実施及び基準を遵守する義務が新たに課されている。

【現状】

- 多数の者が使用・利用する建築物（特定建築物）の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めている「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という）においては、特定建築物について、飲料水に関する衛生上必要な措置等として、水質検査の実施及び基準に適合する水の供給を求めており、その項目は水道法に基づく検査項目を参照（引用）して設定しているところ。
- 具体的には、①給水施設内での汚染の進むおそれのある項目（6月に1回：16項目）、②消毒副生成物であり水温の高い時期に増加する可能性が高い項目（1年に1回。6月1日から9月30日の間：12項目）、③地下水に浸透しやすいと考えられる項目（3年に1回：7項目）について、①及び②は（ア）水道又は専用水道を利用している場合、（イ）それ以外の水（例：地下水）を水源として給水する場合共通で、③は（イ）の場合についてのみ設定している。
- PFOS及びPFOAについては、（ア）の場合については、水道法に基づき実質的な対応（検査及び基準適合）が行われているが、（イ）の場合については、定期検査項目に含まれていない状況がある。
（※）特定建築物（48,608か所（令和6年度末））のうち、（イ）は数%程度と見込まれる（※主要自治体への実態確認結果による。）
（※）なお、（イ）の場合については、給水開始前に、水道法に基づく全検査項目（現行52項目）を検査することが求められている。

建築物衛生法におけるPFASへの対応について②

【論点（あるいは対応方針（案））】

- PFOS及びPFOAについては、水道法における対応を踏まえ、建築物衛生法に基づく特定建築物における定期水質検査の実施項目として追加してはどうか。
具体的には、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質を有し、地下水中に浸透・残留し、長期的に存在し得る物質であることから、「地下水に浸透しやすい物質」として整理し、既存区分である建築物衛生法施行規則第4条第1項第4号二（3年に1回）の対象とすることとしてはどうか。
また、初回の検査については、施行後できるだけ早期の初回検査を要請することとし、その状況について実態把握を行うこととしてはどうか。
- PFOS及びPFOAの定期水質検査項目への追加に関し、技術的・科学的観点から確認すべき事項はあるか。
（上記の区分への整理のほか、実務運用上の留意点等）

水道法における対応

○水道法でPFASを水質検査の対象として新たに追加（令和8年4月施行）

有機フッ素化合物（PFAS）とは、有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされている。PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されてきた。これらの物質は、**難分解性、高蓄積性、長距離移動性**という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取り組みが進められている。※食品安全委員会では、「有機フッ素化合物（PFAS）」の健康影響について、令和6（2024）年6月25日に開催した第944回食品安全委員会において評価書を取りまとめている。https://www.fsc.go.jp/osirase/pfas_health_assessment.html

1. 環境省は、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について、水道水の水質基準を新たに設定するため、令和7年6月30日、関係する省令を公布。

これにより**令和8年4月**から、水道事業者等に対して、**PFOS及びPFOAに関する水質検査の実施及び基準を遵守する義務**が新たに課された。

2. また、公共用水域等におけるPFOS及びPFOAについて、「指針値（暫定）」に代え、「指針値」を設定した。※水道法第4条（基準遵守）及び第20条（水質検査）に基づく

■ 改正の経緯

有機フッ素化合物であるPFOS及びPFOAについては、令和2年から水道水における水質管理目標設定項目に位置付け、暫定目標値（PFOS及びPFOAの合算値で50 ng/L以下）を設定するとともに、公共用水域・地下水についても、要監視項目に指定し、PFOS及びPFOAの合計値で50 ng/Lという指針値（暫定）を設定しました。令和6年6月に内閣府食品安全委員会が有機フッ素化合物（PFAS）に係る食品健康影響評価を取りまとめたことを踏まえ、PFOS及びPFOAの取扱い等について検討を進め、令和7年5月8日に、中央環境審議会において「水道における水質基準等の見直しについて（第1次答申）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7次答申）」が答申されたことから、この内容を踏まえ、今般、下記の対応をいたしました。

■ 改正の内容

（1）水道水におけるPFOS及びPFOAに関する改正等の内容（別添1、2参照）

① 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）について、PFOS及びPFOAに係る基準を以下のとおり、新たに設定しました。

項目	基準値
ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名P.F.O.S.） 及びペルフルオロオクタン酸（別名P.F.O.A.）	<u>0.00005mg/L[※]以下であること。</u>
※0.00005mg/L = 50ng/L	

② 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）について、PFOS及びPFOAの検査の回数はおおむね3か月に1回以上を基本とするなど、所要の改正を行いました。

③ ①及び②の施行日：令和8年4月1日（水）

また、今般の改正に関連する通知を发出了しました。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00059.html（国土交通省HPへのリンク）

（2）公共用水域・地下水におけるPFOS及びPFOAに関する改正の内容

公共用水域・地下水におけるPFOS及びPFOAに関する指針値として、PFOS及びPFOAの合計値で50ng/Lと設定し、関連する通知を发出了しました。

<https://www.env.go.jp/water/pfas.html>（環境省HP「PFAS対策について」へのリンク）

食品安全委員会PFAS評価（令和6年6月）の概要

食品安全委員会による健康影響評価

○ 食品安全委員会は、令和6年6月、有機フッ素化合物（PFAS）について食品健康影響評価を取りまとめた。

○ PFOS及びPFOAについて、耐容一日摂取量（TDI）※を設定するとともに、人の健康への影響について評価を実施した。

※耐容一日摂取量（TDI）： PFOS 20 ng/kg体重/日（ 2×10^{-5} mg/kg体重/日） PFOA 20 ng/kg体重/日（ 2×10^{-5} mg/kg体重/日） PFHxS 現時点では算出は困難

○ 当該評価を踏まえ、令和7年6月に環境省が水道法関連省令を改正し、令和8年4月からPFOS及びPFOAが水道水の水質基準及び検査対象となった。

まとめ：今回の食品健康影響評価でわかったこと

- 疫学研究からは、PFOS・PFOAと健康影響との関連が「ある」という報告と「ない」という報告があり、それぞれの健康影響について検討した結果、PFOS・PFOAとの関連については確かなものとは言えない
 - 疫学研究で報告されている健康影響については、指標値を算出するには証拠が不十分
 - 発がん性について、PFOAと腎臓がん、精巣がん、乳がんとの関連の報告があるものの、証拠は限定的であり、指標値を算出するには情報が不十分
- 今回設定したTDIは、現時点で得ることのできたデータ及び科学的知見に基づくもの
 - 将来的に、科学的知見が集積してくれば、TDIを見直す根拠となる可能性はある
- 食品を通じて摂取するPFOS・PFOAの一日あたり平均摂取量は、TDIと比較すると低い状況
 - 通常の一般的な国民の食生活（飲水を含む）から食品を通じて摂取される程度のPFOS・PFOAによっては、著しい健康影響が生じる状況にはない
 - PFOS、PFOA等のリスクを過剰に懸念して食生活を変更することには、栄養学的な過不足をもたらす等の新たな異なるリスクをもたらすおそれがある

PFASの健康影響に関する知見、ヒトのPFASばく露量・摂取量に関する知見
ともに不足しており、それらの確からしさに課題

建築物衛生法の法令の構造（水質検査）

※記載を省略している条項あり

●「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）

（建築物環境衛生管理基準）

第4条 特定建築物の所有者、占有者その他の者が当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、**政令で定める基準**（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、**給水及び排水の管理**、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

●「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」（昭和45年政令第304号）

（建築物環境衛生管理基準）

第2条 法第4条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

二 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

イ **給水に関する設備**（中略）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、**厚生労働省令で定めるところ**により、同法第四条の規定による**水質基準に適合する水を供給すること**。

ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。

ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。

●「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」（昭和46年厚生省令第2号）

（飲料水に関する衛生上必要な措置等）

第4条 **令第2条第二号イに規定する水の供給**は、次の各号の定めるところによる。

一 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の〇・一（結合残留塩素の場合は、百万分の〇・四）以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、百万分の〇・二（結合残留塩素の場合は、百万分の一・五）以上とすること。

二 貯水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するため必要な措置

三 水道法第3条第2項に規定する**水道事業の用に供する水道**又は同条第6項に規定する**専用水道から供給を受ける水のみを水源**として前条に規定する目的のための水（以下「飲料水」という。）を供給する場合は、当該飲料水の**水質検査**を次に掲げるところにより行うこと。

イ 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、十三の項、三十五の項、三十六の項、三十九の項、四十一の項及び四十七の項から五十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、**六月以内ごとに一回**、定期に、行うこと。

ロ 水質基準省令の表中十の項、二十二の項から三十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、**毎年、測定期間中に一回**、行うこと。

四 **地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源**の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ **給水を開始する前に、水質基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項について行う**こと。

ロ 水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十三の項、三十五の項、三十六の項、三十九の項、四十一の項及び四十七の項から五十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、**六月以内ごとに一回**、定期に、行うこと。

ハ 水質基準省令の表中十の項、二十二の項から三十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、**毎年、測定期間中に一回**、行うこと。

ニ 水質基準省令の表中十四の項、十六の項から十九の項までの項、二十一の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項について、**三年以内ごとに一回**、定期に、行うこと。

五 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

六 第四号に掲げる場合においては、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令の表の上欄に掲げる事項が同表の下欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

七 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ七日以内、一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

八 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。

建築物衛生法に基づく水質検査の項目（水道法の水質基準省令との関係）

特定建築物で定期測定が義務付けられている水質基準項目は、全52項目のうち一部であり、以下の3種類に区分される。（則4条第1項第3号（水道・専用水道）及び第4号（それ以外：地下水））

緑：給水施設内での汚染の進むおそれのある事項（6月に1回）

【水道又は専用水道・それ以外（地下水）で**共通**：16項目】

赤：消毒副生成物であり、水温の高い時期に増加する可能性が高い事項（1年に1回。6月1日から9月30日の間）

【水道又は専用水道・それ以外（地下水）で**共通**：12項目】

青：**地下水に浸透**しやすいと考えられる事項（3年に1回。水道又は専用水道**以外**の水(例：**地下水**)を水源とする場合のみ。)

【水道又は専用水道**以外**の水（例：**地下水**）のみ：7項目】

○無色：色付けがない項目は、特定建築物で**定期に測定する義務がない**(現行では定期測定の対象として位置付けられていない項目)

👉PFASは現行では「定期測定の対象外」に位置付けられている。【16項目※PFAS含めると17項目】

○水道又は専用水道**以外**の水（例：**地下水**）を水源として**給水を開始する前**は、「**全項目**」の測定が義務（則4条1項4号イ）

水質基準省令の表

1	一般細菌	19	トリクロロエチレン	37	ナトリウム及びその化合物
2	大腸菌	20	PFOS及びPFOA	38	マンガン及びその化合物
3	カドミウム及びその化合物	21	ベンゼン	39	塩化物イオン
4	水銀及びその化合物	22	塩素酸	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
5	セレン及びその化合物	23	クロロ酢酸	41	蒸発残留物
6	鉛及びその化合物	24	クロロホルム	42	陰イオン界面活性剤
7	ヒ素及びその化合物	25	ジクロロ酢酸	43	ジェオスミン
8	六価クロム化合物	26	ジブromクロロメタン	44	2-メチルイソボルネオール
9	亜硝酸態窒素	27	臭素酸	45	非イオン界面活性剤
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	28	総トリハロメタン	46	フェノール類
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	29	トリクロロ酢酸	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
12	フッ素及びその化合物	30	ブromジクロロメタン	48	pH値
13	ホウ素及びその化合物	31	ブromホルム	49	味
14	四塩化炭素	32	ホルムアルデヒド	50	臭気
15	1,4-ジオキサン	33	亜鉛及びその化合物	51	色度
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	34	アルミニウム及びその化合物	52	濁度
17	ジクロロメタン	35	鉄及びその化合物		
18	テトラクロロエチレン	36	銅及びその化合物		

水質検査の未実施や基準超過となった場合の対応

- 特定建築物における水質検査の未実施や、基準に適合しない水の供給に関しては、違反の状況を踏まえつつ、自治体において報告徴収や行政指導等、必要な対応を実施していくことを想定（建築物衛生法に基づく権限行使等）
- 水道等におけるPFOS及びPFOAの基準超過に係る対応については、国土交通省においてマニュアルや対応事例が整理されている。検査強化等による原因究明と並行して、暴露防止措置を講じつつ水質改善に向けた対応を短期的・中期的に行っていく内容となっており、特定建築物における基準超過についても、同様に対応していくことを想定

【建築物衛生法に基づく権限等】

● 定期測定義務（法第4条）



未実施又は基準超過



● 報告徴収・立入検査（法第11条）



（● 行政指導）



● 改善命令等（法第12条）

〔必要な措置の命令、使用の停止又は制限〕

（※）報告徴収・立入検査の実施を前提として、

① 特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行われておらず、かつ

② 利用者の健康を損なう、そのおそれがあるなど環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるとき に実施可能

● 罰則（法第16条）

（※）報告徴収・立入検査の拒否、虚偽等、改善命令等へ違反した場合

※ 「供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる」こととされている（建築物衛生法施行規則第4条第1項第8号）

【水質事業者等によるPFOS及びPFOA対応マニュアル】

（令和8年3月国土交通省）

給水栓などにおいて、PFOS及びPFOAが水質基準値超過又はそのおそれが判明した場合の対応について記載（飲料水供給施設・飲用井戸等についても整理）

水質基準値超過



● 水質検査結果の確認／再検査



● 住民への情報提供／関係機関への報告



（● 必要に応じ飲用制限を伴う応急給水等）



● 応急対策（水質検査の強化、代替水源への切替／混合による希釈、浄水処理の強化等）



● モニタリングの実施・継続



（● 必要に応じ施設整備による代替水源への切替・混合／浄水処理施設の導入等）

応急的対応

中期的対応

水質改善に向けた
対応の手法

- ・ 粒状活性炭処理
- ・ イオン交換処理
- ・ 代替水源利用
- ・ 上水道利用

等

（参照）「水道事業者等によるPFOS及びPFOA対応マニュアル」（令和8年3月国土交通省）

「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」（令和6年11月国土交通省）